

地域林業・木材産業機械設備 リース導入支援事業

リース料助成制度により

高性能林業機械・木材加工設備を導入しませんか！

林業事業体等が高性能林業機械や木材加工設備を導入する場合、リースに必要な費用をサポートします。

高性能林業機械を導入したい

助成の要件

対象者

次のいずれかに該当し、リース契約期間中の事業活動の継続・適正な事業運営が確保される者。(合法木材の認定は26年度末まで猶予)

- 林業または素材生産業を営む者
- 森林組合、生産森林組合、都道府県森連林業者等の組織する団体
- 地方公共団体
- 地方公共団体等が出資する法人

等



また、事業計画に次の内容が定めていること。

- 3千㎡以上の年間素材生産量(ただし、審査委員会が認める場合は別途)
- 地域の原木安定供給対策の協議会等に参画、または参画者との連携

対象期間等

リース期間は3年以上であり、助成期間は3年以内であること。リース物件の引渡しは申込書提出年度の4月1日以降であること。

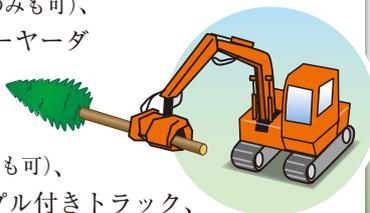
対象機械

高性能林業機械

ハーベスタ(アタッチメントのみも可)、プロセッサ(アタッチメントのみも可)、スイングヤーダ(アタッチメントのみも可)、フェラーバンチャ(アタッチメントのみも可)、スキッド、フォワーダ、タワーヤーダ

従来型林業機械

グラップル(アタッチメントのみも可)、自走式搬器、集材機、グラップル付きトラック、グラップルソー(アタッチメントのみ可)



助成額

リース料の助成額は、おおむね**8~12%**です。
(リース物件の価格、金利等によって異なる。)

木材加工設備を導入したい

助成の要件

対象者

木材関連事業者等の組織する団体のほか、次のいずれかに該当し、リース契約期間中の事業活動の継続・適正な事業運営が確保される者。

大型木材乾燥設備以外の場合

素材生産業、製材業、合板製造業、木材チップ製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、木材卸売業、木材販売業、木材建築工事業

大型木材乾燥設備の場合

年間木材取扱量(製材品)が1,000㎡以上の者、または都道府県知事が認めた者

また、地域材の供給力の増大と品質の安定・向上を図るための事業計画を有し、達成が確実であること。JAS認定取得に努めること。

対象期間等

リース期間は機械設備ごとに定められている期間(3~6年)以上であり、助成期間は機械設備ごとに定められている期間(3~6年)以内であること。リース物件の引渡しは助成決定以降であること。

対象機械

木材品質測定機(グレーディングマシン、含水率計)
マーキング装置(印字できる装置)
集成材製造設備(フィンガージョインタ、糊付機)
モルダ、大型木材乾燥設備(14㎡以上の能力等)
CAD(設計業務を自動的に行うコンピュータ装置)
CAM(コンピュータ制御による住宅部材製造加工装置)
自動製品選別装置(製品の形状を測定しデータを記憶する装置)、
高性能製材設備(コンピュータ制御製材装置)、原木自動仕分機、
木材自動包装結束装置、焼却炉、木屑焚ボイラー(法の基準を満たしているもの)、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造設備、単板製造設備、木材チップ製造設備

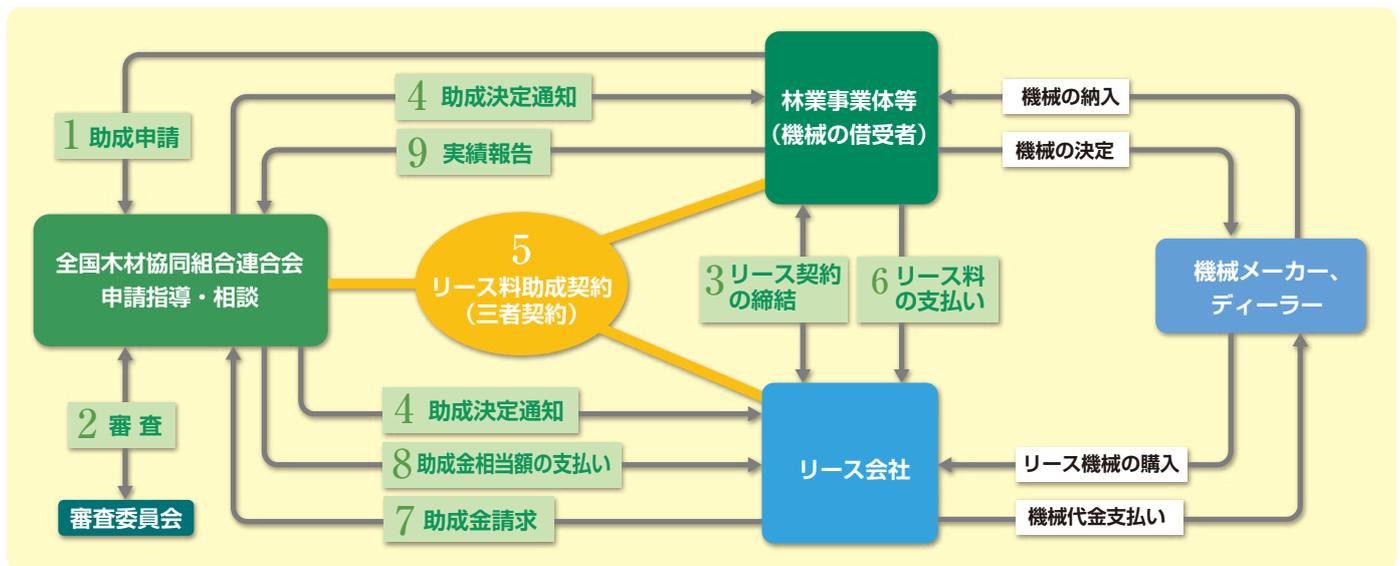
助成額

リース料の助成額は、おおむね**6~9%**です。
(リース物件の価格、金利等によって異なる。)

手続きの流れ

リース料の助成申請から助成の実施までの手続きは次のとおりです。

- 1 助成申請**
機械の借受者は、リース会社と物件の決定、リース契約の内容を調整して、地域木材団体を通じ、全木協連に助成の申請をします。(リース物件が高性能製材設備の場合には地域木材団体の意見書が、大型木材乾燥設備の場合には都道府県知事の意見書が、それぞれ必要)
- 2 審査**
全木協連は、学識経験者等からなる審査委員会を開催して申請内容を審査し、助成の可否を決定します。
- 3 リース契約の締結**
借受者は、リース会社とリース契約を締結します。
- 4 助成決定の通知**
全木協連は 2 により助成を決定した場合、借受者、リース会社に助成決定の通知をします。
- 5 リース料助成契約 (三者契約)**
借受者は、全木協連、リース会社とリース料の助成に関する契約を締結します。
- 6 リース料の支払い**
リース会社は、借受者に月額リース料(補助額を除く)を請求し、借受者は請求に応じてリース料をリース会社に支払います。
- 7 助成金の請求**
リース会社は、借受者から支払いを受けた後、助成金相当額を四半期ごとにまとめて全木協連に請求します。
- 8 助成金の支払い**
全木協連は、請求内容を確認し、リース会社に助成金相当額を支払います。
- 9 実績報告**
借受者は、毎年度、全木協連に実施報告をします。



● 事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会または最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会